

23 日 獣 発 第 62 号
平成 23 年 5 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の続発について

このことについて、平成23年5月18日付け23消安第1189号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生について、昨年末の散発的な確認後、約1ヵ月、発生が確認されなかったが、今般、京畿道漣川(キョンギドウヨンチョン)郡で本病の発生が確認された旨の情報を韓国国家畜衛生当局から得たので、近隣諸国の発生状況と併せて別添により情報を提供し、下記の事項についての対応を各都道府県畜産主務部長に求めたので、本会あてに、了知の上、円滑な防疫対策の実施につき、協力を求めるとともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応がなされるよう指導が依頼されたものです。

記

- 1 本病の近隣諸国における発生状況に関する最新の情報等について、畜産関係者及び関係機関・団体等に広く周知すること。
- 2 本病の発生予防を図るため、引き続き各農場に対し、防鳥ネットのチェックなど野生動物の鶏舎への侵入防止、農場及び鶏舎出入口等での消毒の徹底など「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」に基づき指導するとともに、異常発見時の早期通報を徹底すること。

本件内容のお問合せ先
日本獣医師会事業担当 長野
TEL 03-3475-1601



23消安第1189号
平成23年5月18日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の続発に
ついて

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。





23消安第1189号
平成23年5月18日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の続発について

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）（以下「本病」という。）の発生については、昨年末より散発的に確認され、その都度情報提供するとともに、関係者への注意喚起をお願いしているところです。

その後、約1ヶ月発生は確認されませんでした。今般、京畿道漣川（キョンギドウヨンチョン）郡で本病の発生が確認された旨の情報を韓国家畜衛生当局から得ましたので、近隣諸国の発生状況と併せて別添により情報を提供します。

現在、我が国においては、一部の地域を除き渡り鳥の飛来シーズンは終わっておりますが、国際的な人や物の移動等による本病の侵入リスクは依然としてあるものと考えられ、引き続き気を緩めることなく、本病の侵入防止に万全を期す必要があります。つきましては、下記の事項についての対応をよろしくお願いします。

なお、本件に関する情報は、今般改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の2の規定に基づき、農林水産省ホームページにおいて、随時更新しながら積極的に提供していきますので、御活用ください。

（農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報）

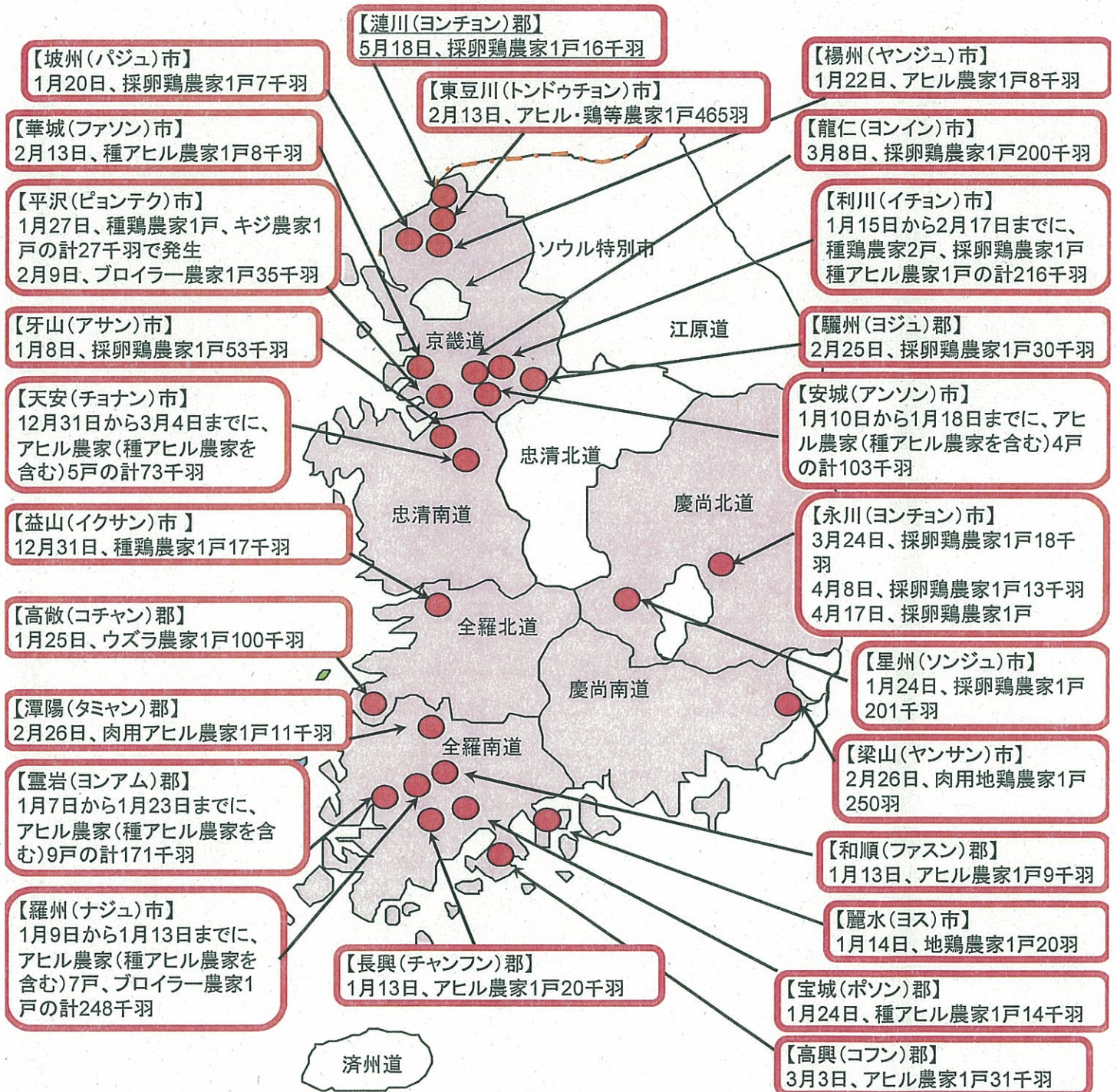
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

記

- 1 本病の近隣諸国における発生状況に関する最新の情報等について、畜産関係者及び関係機関・団体等に広く周知すること。
- 2 本病の発生予防を図るため、引き続き各農場に対し、防鳥ネットのチェックなど野生動物の鶏舎への侵入防止、農場及び鶏舎出入口等での消毒の徹底など「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」に基づき指導するとともに、異常発見時の早期通報を徹底すること。

2011年5月18日13時現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)



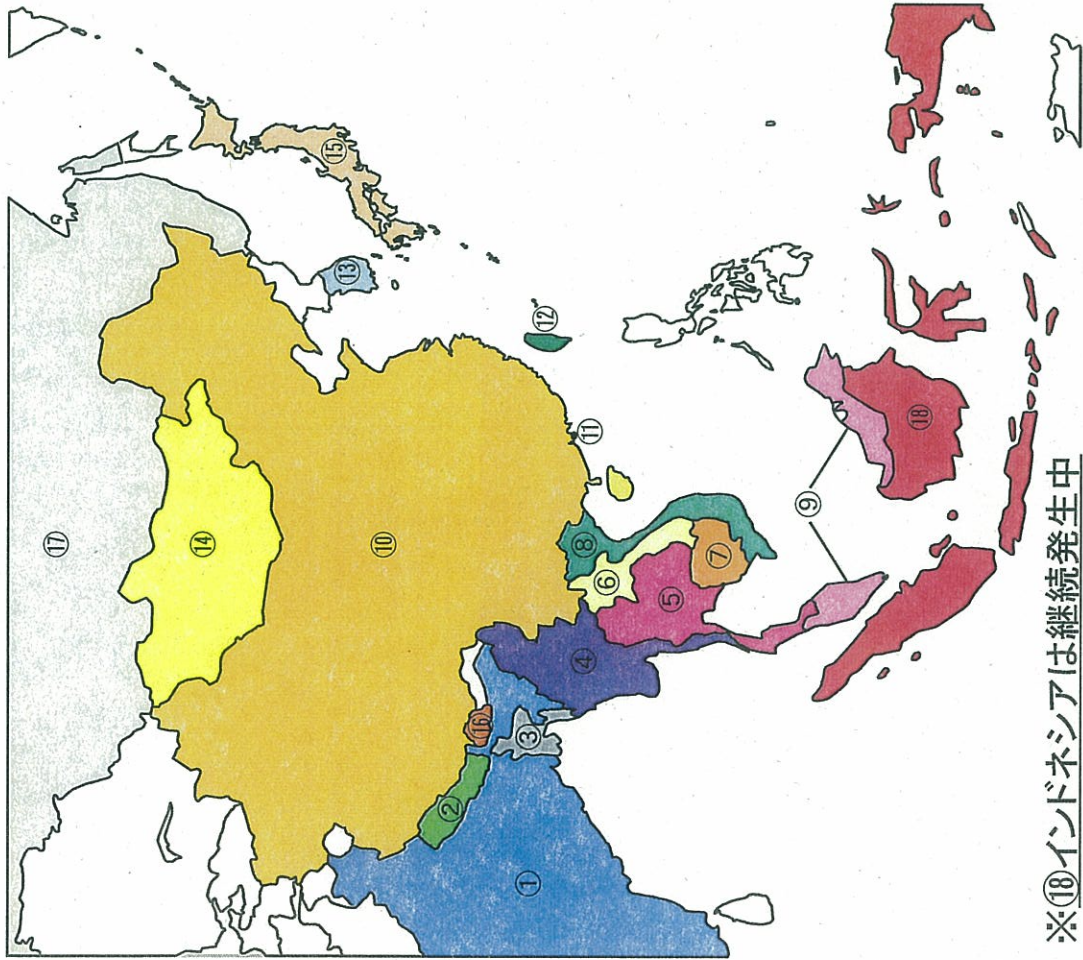
【野鳥での発生状況】

・2010年11月23日～2011年2月6日に、全羅南道海南郡、全羅北道益山市、京畿道平沢市、蔚山広域市蔚州郡など7市・道の野鳥からウイルスを分離(全17件)。
※野鳥の種類:オオハクチョウ、マガモ、トモエガモ、オシドリ、ワシミズク、ハヤブサなど

【家きん農家での発生時の防疫対応】

・殺処分(発生農場(12月31日～5月18日:54農場)、疫学関連農場)
・予防的殺処分(発生農場から半径500mまたは3km内)
・10km圏の移動制限・サーベイランス
※3月27日付の報道によれば、269農家約627万羽が殺処分対象。

アジアにおける鳥インフルエンザの発生状況



※18インドネシアは継続発生中

※1 ロシアに関してはモンゴル北西のトゥバ共和国及び同国西部のモスクワ州の発生

※2 ランタオ島沿岸部で見つけられた鶏よりウイルスを分離

2011年5月18日現在

	2010年												2011年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
① インド	●	●	●					●				●	●	●	●		
② ネパール	●	●	●									●	●	●	●		
③ バングラデシュ	●	●	●	●	●							●	●	●	●		
④ ミャンマー		●	●									●	●	●	●		
⑤ タイ		●	●									●	●	●	●		
⑥ ラオス				●								●	●	●	●		
⑦ カンボジア	●			●	●							●	●	●	●		
⑧ ベトナム	●	●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●		
⑨ マレーシア																	
⑩ 中国					▲												
⑪ 香港			▲							●※2		▲	▲	▲	▲		
⑫ 台湾	●	●						●					●	●	●		
⑬ 韓国		●			●				▲	▲	▲	●	●	●	●		
⑭ モンゴル					▲									▲			
⑮ 日本			●						●	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
⑯ アータン			●														
⑰ ロシア※1						▲											

家さん● 野鳥▲ (赤:強毒タイプ、黒:弱毒タイプ)

出典: OIE WAHID